

会 議 録

会 議 名	令和2年度第1回野田市国民健康保険運営協議会
議題及び議題毎の公開又は非公開の別	(1) 野田市国民健康保険条例の一部改正について (2) 令和元年度野田市国民健康保険特別会計決算(案)について (3) 令和2年度野田市国民健康保険特別会計補正予算(案)について (4) 令和2年度の国民健康保険運営協議会開催スケジュール等について
日 時	令和2年8月24日(月) 午後6時30分から午後7時15分まで
場 所	市役所5階 511・512会議室
出席者氏名	委 員 岡田 邦子委員、田中 輝男委員、前田 憲二委員、谷口 勲委員、児玉 雅仁委員、山本 園子委員、稲富 佐斗子委員、小林 幸男委員、太田 央子委員、有賀 ヒメ子委員、松本 純子委員 事務局 牛島 修二市民生活部長、小島 信明国保年金課長、池田 亜由美保健センター長、海老原 純一収税課長、山口 忠司国保年金課長補佐、長濱 俊雄収税課長補佐、中山 知子保健センター健康増進係長、岡重之国保年金課保険料係長、鈴木 充国保年金課国保給付係長
欠席委員氏名	木村 安雄委員、牧 万博委員
傍 聴 者	1名
議 事	令和2年度第1回国民健康保険運営協議会の会議結果は次のとおりである。

国保年金課長補佐	開会の言葉
小林会長	<p>現在、傍聴者は1名であること、また、会議の途中からでも入室を認めること及び会議録作成の為の録音をすることの了承を求めた後、議長である会長と交代挨拶及び議事運営協力依頼後、開会宣言</p>
国保年金課長	<p>委員13名中、2名欠席であるが、野田市国民健康保険条例施行規則第4条の規定により過半数の委員の出席により会議が成立すること及び会議録の署名人を田中委員と太田委員に依頼し、議事に入る旨、説明</p> <p>議題1「野田市国民健康保険条例の一部改正について」を議題とする。</p>
国保年金課長	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、国民健康保険において、新型コロナウイルス感染症に感染した方などに傷病手当金を支給するため、令和2年3月31日付で国民健康保険条例を一部改正し、4月1日に施行したことを報告する。</p> <p>傷病手当金支給の背景は、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、感染を防止するには労働者が新型コロナウイルス感染症に感染、又は発熱等の症状があり感染が疑われる場合などに休みやすい環境を整備することが重要であるため、被用者に対する傷病手当金の支給を検討するよう国から保険者に対して要請があったことによる。</p> <p>傷病手当金の支給に要する費用については、緊急的、特例的な措置として、全額、国が財政支援を行う。</p> <p>これを受け、市として国民健康保険において新型コロナウイルス感染症に感染、又は感染が疑われる被用者に対して、傷病手当金を支給することとした。</p> <p>傷病手当金の対象者は、給与等の支払を受けている</p>

<p>小林会長 松本委員 国保年金課長 松本委員 国保年金課長 前田委員</p>	<p>被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染した方、又は発熱等の症状があり、当該感染症の感染が疑われる方になる。</p> <p>これらの方が、療養のため労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち、労務に就くことを予定していた日が、傷病手当金の支給対象となる。</p> <p>支給額は直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を、就労日数で割った額の3分の2に、支給対象となる日数をかけた額となる。</p> <p>適用期間は令和2年1月1日から国が財政支援の対象とする9月30日までとしていたが、8月17日に財政支援の期間を12月31日まで延長する旨の通知があり、市としても適用期間を12月31日まで延長する。</p> <p>現在までの傷病手当金の支給状況は、対象者が2名、支給額は234,848円となっている。</p> <p>説明は以上</p> <p>質問があるか委員に伺う。</p> <p>給与所得者以外の個人事業主やフリーランスの場合の支給額の計算はどうなるか。</p> <p>今回の制度は感染防止のために会社を休める環境を整えることを目的としており、給与等の支払いを受けている被保険者を対象としている。個人事業主、フリーランスの方は対象にならない。</p> <p>傷病手当金の申請期限はあるのか。</p> <p>時効が2年となるため、その間は申請可能となる。</p> <p>支給要件について、「労務に就くことを予定していた日」とあるが、事後承認のため「労務に服した日」になるのではないか。</p>
--	---

<p>国保年金課長補佐</p>	<p>飽くまで療養のために休んでいる期間のうち、もともと就労を予定していた日が手当の対象となるため、このような表記になっている。</p>
<p>田中委員</p>	<p>対象者について「感染が疑われる者」とあるが、実際に感染しているか不明であっても発熱等の症状があれば対象になるということか。</p>
<p>国保年金課長</p>	<p>会社側が新型コロナウイルス感染症の感染疑いがあると判断すれば、結果として感染していなかった場合でも支給対象になる。</p>
<p>有賀委員</p>	<p>対象は新型コロナウイルス感染症に感染又は疑われる人だけか。会社が閉鎖するなどし、感染していなくても賃金が得られないケースはどうか。</p>
<p>国保年金課長 小林会長</p>	<p>今回の傷病手当金の支給としては対象外となる。 他にはないか委員に伺う。 <発言する者無し> 以上で質疑を終了する。議題1「野田市国民健康保険条例の一部改正について」は、既に条例が改正されているため了承いただきたい。</p>
<p>国保年金課長</p>	<p>次に、議題2「令和元年度野田市国民健康保険特別会計決算（案）について」、事務局に説明を求める。 初めに、市の国民健康保険の現状について説明する。 被保険者数（年度末）の推移について、平成27年度は46,651人であった被保険者数は、年々減少し、令和元年度は37,483人となり、5年間で9,168人減少しており、平成30年度と比較して1,567人減少している。 保険料(税)の調定額、収納額、収納率の推移（現年分）については、被保険者数の減少に伴い、調定額と収納額は減少しているが、収納率は94.59パーセントと微増となっている。</p>

医療費総額（保険給付費）の推移については、被保険者数の減少に伴い、令和元年度の医療費は約142億6千万円となり、平成30年度と比較して約4億8千万円減少している。

1人当たり医療費の推移については、年々増加傾向にあり令和元年度は370,542円となり、平成30年度と比較して6,736円増加している。

令和元年度の決算の状況については、歳入の決算額は、177億4,604万2,958円となる。

主なものとしては、国民健康保険料と国民健康保険税を合わせて、34億8,683万1,423円、執行率100.65%、県支出金は、123億5,050万3,235円、執行率96.24%、繰入金は、18億684万7,770円、執行率92.89%、諸収入は、8,571万3,317円、執行率258.62%となる。

歳出の決算額は、175億6,942万8,113円となる。

主なものとしては、保険給付費、121億4,410万6,216円、執行率96.20%、国保事業納付金は、50億8,067万3,103円、執行率100%、保健事業費は、1億5,896万9,254円、執行率79.13%となる。

歳入と歳出の差引額は、1億7,661万4,845円となり、令和元年度の剰余金となる。この剰余金については、「野田市国民健康保険特別会計財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例」において、剰余金の2分の1以上を基金に積むこととされている。したがって、剰余金のうち、既に令和2年度予算で計上している令和2年度への繰越額6,856万1,000円と令和元年度財政調整基金へ積立てできなかった利息92,000円を差し引いた、1億796万1,845円を財政調整基金への積立額としている。

	<p>続いて、国保財政調整基金の状況について、剰余金の積立等を行うことにより、令和2年度末の基金残高の見込額は、12億8,339万8,088円の予定となっている。</p> <p>続いて、国民健康保険財政調整基金残高の推移について、財政調整基金の年度末残高が、29年度、30年度と大幅に増加している状況である。このことから、令和元年度においては、財政調整基金約9億5千万円、令和2年度は約7億3千万円を活用して保険料率の引下げと保健事業の充実を行ったところである。</p> <p>続いて、保健事業について説明をする。</p> <p>特定健康診査事業は、平成30年度より検査費用の自己負担分800円を無料化したものである。</p> <p>受診者は10,412人、受診率は34.55%で、70歳から74歳が5,041人と多く、受診率は43.38%となっている。</p> <p>予算の執行状況は予算現額1億2,451万2,000円に対し、決算額は1億1,405万7,041円で執行率は、91.60%となっている。</p> <p>若者健康診査事業は、若いうちから健康診査等の習慣を身に付けることにより疾病予防と重症化を防ぐことを目的とし、平成30年度より開始した事業である。</p> <p>受診者は727人、受診率は11.59%で、30歳から39歳が460人と多く、受診率は13.89%となっている。</p> <p>予算の執行状況は予算現額1,064万3,000円に対し、決算額は767万1,039円で執行率は、72.08%となっている。</p> <p>人間ドック検査費用助成は、疾病予防と疾病の早期発見及び早期治療、健康増進を図ることを目的とし、平成30年度より開始した事業である。</p>
--	---

<p>小林会長 前田委員 国保年金課長 谷口委員 国保年金課長 小林会長</p>	<p>受検者は784人、受検率は2.15%で、60歳から69歳が471人と多く、受検率は4.48%となっている。</p> <p>予算の執行状況は予算現額3,020万9,000円に対し、決算額は1,777万4,656円で執行率は、58.84%となっている。</p> <p>健康ポイント事業は、健康づくり関連事業に参加して、ポイントを獲得することを励みに、自主的・継続的に健康づくりを実施してもらうことを目的とし、平成30年度より開始した事業である。</p> <p>申請者は1,447人、申請率は3.97%で、60歳から69歳が668人と多く、申請率は6.35%となっている。</p> <p>予算の執行状況は予算現額1,406万9,400円に対し、決算額は357万5,320円で執行率は、25.41%となっている。</p> <p>なお、令和2年度からは、18歳以上の全市民が対象となる健康・スポーツポイント事業となっている。</p> <p>説明は以上</p> <p>質問があるか委員に伺う。</p> <p>若者健康診査事業について、前年対比で減少している理由は。</p> <p>平成30年度から開始した事業であり、初年度に受診した方の関心が低かったことや40歳になり特定健診に移行し受診していることなどが考えられる。</p> <p>1人当たりの医療費の推移について、県平均より高い理由は。</p> <p>平均年齢が県よりも高く、また、人工透析等の費用が高額になる生活習慣病の方が多いたことが要因と考えられる。</p> <p>他にはないか委員に伺う。</p>
--	--

<p>国保年金課長</p>	<p><発言する者無し></p> <p>以上で質疑を終了する。</p> <p>議題2「令和元年度野田市国民健康保険特別会計決算（案）について」は、原案のとおり了承することで異議ないか。</p> <p><異議無しとの声有り></p> <p>異議無しとのことなので、議題2「令和元年度野田市国民健康保険特別会計決算（案）について」は、原案のとおり了承する。</p> <p>次に、議題3「令和2年度野田市国民健康保険特別会計補正予算（案）について」、事務局に説明を求める。</p> <p>補正予算案については、9月に開催される定例市議会へ議案として提出しようとするものである。</p> <p>令和2年度の9月補正予算の状況について、歳入歳出予算については、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ1,250万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ174億6,150万6千円にしようとするものである。</p> <p>今回の補正については、主に新型コロナウイルス感染症に関する減免関係についての補正となる。</p> <p>新型コロナウイルス感染症に関する減免については、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定）において、「新型コロナウイルス感染症により、一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険等の保険料の減免について、国から市町村などの保険者に対して要請があった。</p> <p>これを受けて、市としても国民健康保険において、新型コロナウイルス感染症の影響により、国民健康保険に加入している世帯の主な生計維持者の収入が減少</p>
---------------	---

した場合などに対して保険料の減免をすることとしたものである。

減免に要する費用については、特例的な措置として、全額、国が財政支援を行う。

保険料の減免対象となる要件については、国民健康保険に加入している世帯の生計を維持している方が新型コロナウイルスに感染し、重篤な状態になった場合、又は死亡した場合及び新型コロナウイルス感染症の影響により世帯の生計を維持している方の給与や事業の収入の減少が見込まれる場合となる。

減免の対象となる保険料は、令和元年度分の令和2年2月分及び3月分並びに令和2年度分となる。

歳入については、保険料については、新型コロナウイルス感染症に関する減免により7,940万8千円を減額補正する。

国庫支出金は、保険料の減免額の60パーセントに当たる4,764万5千円を増額補正する。

県支出金については、保険料の減免額の40パーセントに当たる3,176万3千円及び令和2年2月分、3月分の保険料減免分の1,241万4千円、合計4,417万7千円を増額補正する。

繰越金については、令和元年度財政調整基金へ積立できなかった利息分9万2千円を増額補正する。

歳出の基金積立金については、令和元年度において、利子積立額が34万2千円と決定したが、予算計上は25万円であったことから、積立できなかった9万2千円について増額補正するものである。

諸支出金については、令和2年2月分、3月分の保険料減免分の1,241万4千円を還付するために増額補正

<p>小林会長 前田委員</p>	<p>するものである。 説明は以上 質問はないか委員に伺う。 9月補正額について、新型コロナウイルス感染症の先行きが不透明な状況であり、今後再補正はありうるのか。</p>
<p>国保年金課長</p>	<p>減免については、予測に基づくものであるため、今後の状況をみて増額、減額補正といった対応をとる。</p>
<p>児玉委員</p>	<p>諸収入の内容はどのようなものか。</p>
<p>国保年金課長</p>	<p>保険料の延滞金や被保険者の第三者行為による医療給付費の返納金等になる。</p>
<p>小林会長</p>	<p>他にはないか委員に伺う。 <発言する者無し> 以上で質疑を終了する。議題3「令和2年度野田市国民健康保険特別会計補正予算（案）について」は、原案のとおり了承することで異議ないか。 <異議無しとの声有り> 異議無しとのことなので、議題3「令和2年度野田市国民健康特別会計補正予算（案）について」は、原案のとおり了承する。</p>
<p>国保年金課長</p>	<p>次に、議題4「令和2年度の国民健康保険運営協議会開催スケジュール等について」、事務局に説明を求める。 今年度の運営協議会については、今後、2回の開催を予定している。2回目は12月下旬に開催し、協議事項は令和3年度の保健事業及び令和3年度の保険料について、また、3回目は令和3年1月下旬に開催し、協議事項は令和3年度の保険料及び令和3年度の予算案についてを予定している。</p>

<p>小林会長</p>	<p>説明は以上 質問はないか委員に伺う。 <質問無し> 議題4「令和2年度の国民健康保険運営協議会開催スケジュール等について」は、原案のとおり了承することで異議ないか。 <異議無しとの声有り> 異議無しとのことなので、議題4「令和2年度の国民健康保険運営協議会開催スケジュール等について」は、原案のとおり了承する。 その他、事務局から何かあるか。</p>
<p>国保年金課長</p>	<p>特に無し。</p>
<p>小林会長</p>	<p>その他、意見はあるか委員に伺う。</p>
<p>稲富委員</p>	<p>傷病手当金の支給実績が2件と少ないように思うが説明は十分になされているか。</p>
<p>国保年金課長</p>	<p>ホームページへの掲載のほか保険料の納付書を通知する際に周知している。支給済みの2件のほかにも相談を3、4件受けている。今後もPRに努めたい。</p>
<p>小林会長</p>	<p>以上で令和2年度第1回野田市国民健康保険運営協議会を終了する。御協力に感謝する。</p>